

# みどり青申

第101号



一般社団法人  
みどり青色申告会

会長 津本 晃

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



予約サイト

## 11月号のトピックは...

- (重要) 徴収料金の新設について
- 年末調整相談会開催 (定額減税による変更点)

- 書面で申告書等を提出する皆さまへ
- 消費税の確定申告が必要か決算書等を再確認!
- 決算準備・消費税準備 / 決算相談会開催

**重要**

## 徴収料金の新設について

前回の7月号会報でもご報告いたしましたとおり、昨今の物価上昇や運営経費の増加に伴い、当会の財政状況は厳しい状況にあります。これに対し、持続可能な運営とサービスの維持を図るため、様々な検討を行った結果、9月6日の理事会において **令和6年度より一部のサービスに対して料金を徴収することとし、「会費外料金規程」を定めました。**皆様にはご負担いただくことになり誠に心苦しいですが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 令和6年度からの徴収内容

今年度より会費の外に以下の3項目の料金をご負担いただくこととなります。詳細は、各相談会のご案内をご確認ください。

#### ① 所得税確定申告相談会

令和6年度、令和7年度のみ (2年間の暫定措置 (会費の額改定、施行後は廃止))

臨時徴収金 **初回のみ1,000円**

#### ② 消費税確定申告相談会

**一般課税: 2,000円、簡易課税・2割特例: 1,000円** ※いずれも初回のみ

#### ③ 年末調整相談会

ご相談時間の予約枠を超過および再予約: 1回 2,000円

### 令和7年4月以降からの導入内容 (一部抜粋)

決算相談会 (12月~1月中旬)	同期間の再予約 1回 2,000円
期間外対応	所得税申告・消費税 1回 5,000円
	源泉 (上期、下期ともに) 1回 2,000円
修正申告、更正の請求	1回 2,000円
申告書等の控の再印刷	1回 1,000円
会費納入遅延加算 (6月以降に納入の場合)	2,000円



ご相談はお早め  
お願いします。



上記の「会費外料金規程」は、当会のホームページ (右QR) に掲載いたしますので、ご確認ください。

令和7年度に開催予定の総会におきまして、会費額の改定に関する審議も予定しておりますので、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

給与を支払っている方へ

# 年末調整相談会開催

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は  
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

**相談期間：令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)まで**

※年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。

**相談時間：9:00～12:00、13:00～16:00** ※期間内の再予約と超過は**1回2,000円**  
1枠**25**分間 但し、従業員が1～2名で源泉徴収がない場合以外は最大2枠(50分)

## ■必要書類 (コピーを提出する、または控えを手元に保管する場合は予めご自身でコピーをお願いします)

- ① 令和6年分所得税源泉徴収簿
- ② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書

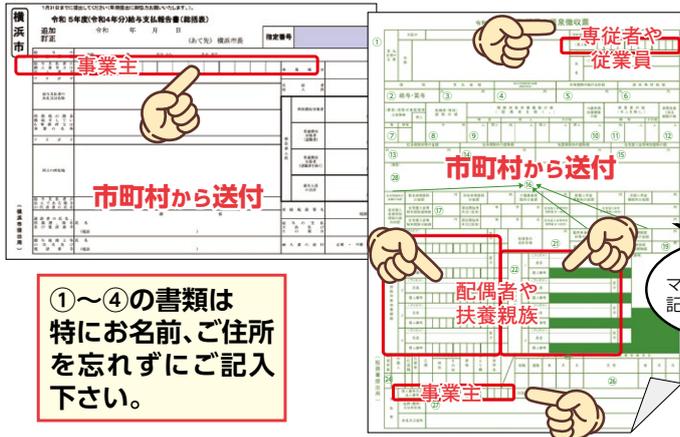


- ⑤ 事業主の本人確認書類 (マイナンバーカードが免許証+住民票の写しなどのコピー)

### 控除を受けるために必要な書類

- ⑥ 令和6年分・令和7年分扶養控除等(異動)申告書
- ⑦ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑧ 保険料控除申告書
- ⑨ ⑧の各種控除証明書 (生命保険料、地震保険料等)
- ⑩ 源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書 (⑥に記載されていない扶養親族がいる場合)
- ⑪ 各人別控除事績簿

- ③ 給与支払報告書(総括表)
- ④ 給与支払報告書(個人別明細書)



①～④の書類は  
特にお名前、ご住所  
を忘れずにご記入  
下さい。

事務局へご相談の際には

上記①～⑪の書類等をご記入のうえ、お持ちください。

(①・⑥・⑦・⑧・⑩・⑪は、当会HPよりダウンロードも出来ます。)

## 緑税務署 人事異動

令和6年  
7月10日発令



署長  
大辻 秀幸  
オオツジ ヒデユキ



副署長  
圖師 泰成  
ズシ ヤスナリ



個人課税第1部門統括官  
辻野 圭亮  
ツジノ ケイスケ

# 定額減税による提出書類・記入内容の変更点

基本的な手順は前年と同様ですが、定額減税を受けて下記が変更になります。

## 源泉徴収簿

差引課税給与所得金額(⑩-⑨)及び算出所得税額	⑪ 170,000	⑫ 8,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬	⑭ 8,500
年調所得税額(⑫-⑬、マイナスの場合は0)	⑮	⑯ 30,000
年調減税額	⑰-⑱	⑲-⑳ 21,500
年調減税額控除後の年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑-㉒	㉓
控除外額(㉑-「㉒-⑲」がマイナスの場合に記載)	㉔-㉕	㉖
年調年税額(「㉑-㉒」×102.1%)	㉗	㉘
差引超過額又は不足額(㉙-㉚)	㉛	㉜
超過額	㉝	㉞
の精算	㉟	㊱

こちらは令和7年分源泉徴収簿の裏面に対応様式があります。

⑲-⑳に年調減税額を記入します。

㉑-㉒に年調所得税額㉑欄の金額から㉒-⑲を控除した残額を記入します。

㉑欄から㉒-⑲を控除、控除しきれない金額を記入します。控除しきれたら空欄で構いません。

記載例：  
月10万円、  
年間120万円の給与  
扶養なし

(適要)欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除額×××円」と記入します。

控除しきれず残った金額がある場合は、「控除外額××円」と記入します。

## 給与支払報告書

給与支払報告書(個人別明細書)

住所又は居所 横浜市緑区〇〇〇〇

氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額(課税控除対象)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料	1,200,000	650,000	480,000	0

源泉徴収時所得税減税控除済額 8,500円、控除外額 21,500円

書面で申告書等を提出する皆さまへ

### 税務署では令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

国税庁では、税務行政のデジタル化に伴い、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、以下をご注意ください。

- ・申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)
- ・申告書等の控えは、必要に応じてご自身で作成及び保有、提出年月日の記録・管理

※金融機関や補助金等の手続きにあたっては、国税当局から事前に説明が行われており、以降は收受日付印押なつの控えを求めないこととなっています。  
※提出の事実・提出年月日の確認が必要になる場合には、書面で提出したときでもマイナンバーカードを利用した「申告書等情報サービス」等を利用できます。

よって、当会ではマイナンバーカードの取得を推奨しております。

# 消費税の確定申告が必要か、決算書や譲渡の内容を再確認！

◎令和6年分の申告・納税が必要な方 (令和6年の売上高を問わず、①～④のいずれかに該当する場合は申告・納税の義務があります)

- ①インボイス発行事業者に登録している場合。
- ②令和4年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合。
- ③「課税事業者選択届出書」を提出している場合。
- ④その他(「相続があった場合の特例」「みなし登録期間」の適用がある場合)

◎事業用資産、賃貸用資産の譲渡の取扱い

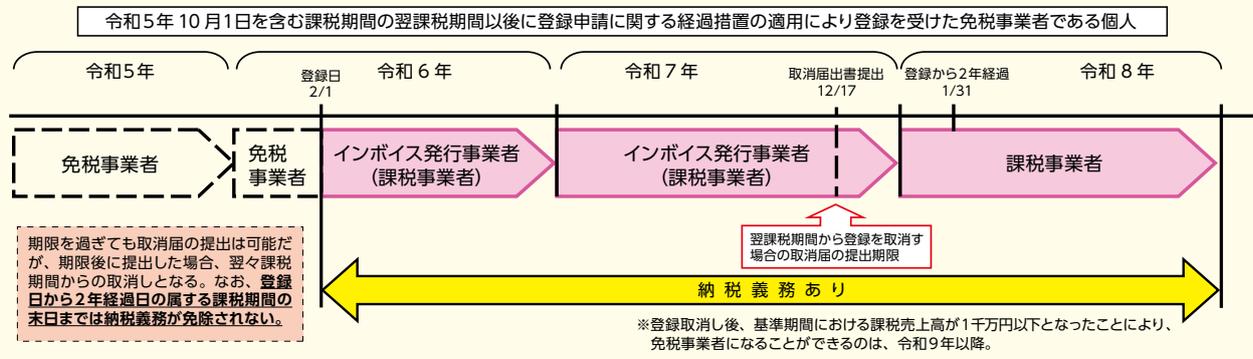
消費税は、販売用の商品だけでなく事業用、賃貸用で使用していた建物や機械、車両等の譲渡(売却や下取り)についても課税されますので、それらも課税売上高に含めて考えます。

◎「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」

登録の取りやめには、届出書をあらかじめ期限内に税務署に提出しておく必要があります。

→ 例：令和7年分から取りやめる場合、期限は **令和6年12月17日(火) まで**

なお、免税事業者が登録申請に係る経過措置の適用により登録を受けた日から、2年を経過する日の属する課税期間の末日までは納税義務があります(ただし、令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者を除く)。



詳しくは事務局にお問い合わせください。

**Aflac アフラック**

<一般社団法人みどり青色申告会担当>  
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

**株式会社 マイペース**  
お問い合わせはこちらから! →

0120-788-766

〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F  
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072  
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail [sales@mypace.co.jp](mailto:sales@mypace.co.jp)

※全国儀式サービス 24時間365日 電話1本 相談無料

**3つの終活サービス**

- ①「葬儀支援サービス」  
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。  
☎0120-421-493 詳しくは▶
- ②「家族のための生前整理・遺品整理」  
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。  
☎0120-204-122 詳しくは▶
- ③「家族のための相続手続」(NCPグループ)  
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!  
☎0120-204-122 詳しくは▶

Panasonic Homes  
青色申告会 パナソニック ホームズ

**無料・完全予約制 個別相談会**

新築・建替え リフォーム・修繕 不動産管理・売却

日付 11月7日(木)・12月10日(火)  
時間 14時~15時 または 15時~16時  
場所 (一社)みどり青色申告会

お申込みは お電話かWEBで! 電話番号 0120-8746-35 WEB申し込み

安心 安全 国がつくった **小規模企業共済**  
こんな悩みにお応えします

退職金の準備と中小機構が  
お手伝いします

制度の特長

- ① 経営者のための **退職金制度**  
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- ② 掛金は **全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- ③ 受取時も **税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

**チャットなら24時間いつでも質問!**  
小規模共済 検索

# 決算準備・消費税準備相談会

お急ぎください!!!



最終期限

令和6年  
**11月29日(金)まで**

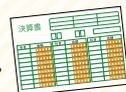
※土日祝祭日を除く

- 消費税申告に向けた帳簿付け
- 手書きの複式簿記で試算表が合わない
- 今年会計ソフトを初めて使用している
- 減価償却資産を購入した
- 不動産所得で入居者の入退去があったなどの相談会です



# 決算相談会

令和6年  
**12月2日(月)~**  
令和7年  
**1月24日(金)まで**



相談期間

※土日祝祭日、年末年始休暇(12/27~1/3)を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認などの相談会です



**確定申告当日は一度の来所で終了するようご準備ください。**  
**期間中の再予約、期限間際の相談は有料です。**

メール登録や変更の手続きが  
お済みでない方



パスワードを忘れてしまった方



## 無料! 第5弾 青年部主催 IT研修会

### 「安心安全なスマホの使い方」

~超初心者向け。

怪しいメールの対処法など~

**11月22日(金)**

中山地区センター会議室にて開催



お申込みも含め詳細は、HP、左 QR、事務局へお問い合わせください。  
チラシはこちら

事業厚生委員会主催

## 終活セミナー&斎場見学

### 開催決定!



**11月29日(金) 10:00~**

新横浜総合斎場

詳細は、同封のご案内をご参照ください。  
みなさまのご参加をお待ちしております!



### 横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は  
eLTAXで電子提出をご利用ください!

【提出期限】令和7年1月31日(金)です!

※早期提出にご協力をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

■給与支払報告書について  
横浜市特別徴収センター  
(財政局法人課税課)  
TEL: 045-671-4471



横浜市 給与支払報告書

■償却資産申告書について  
横浜市償却資産センター  
(財政局償却資産課)  
TEL: 045-671-4384



横浜市 償却資産センター

## 税を考える週間

11月11日(月)~17日(日)

国税庁では、毎年11月11日~17日を「税を考える週間」として、様々な広報・広聴活動を行っています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民各層・納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。



(国税庁 HP)

詳しくは、QRコードを読み取りください。  
または「税を考える週間」を検索ください。



